

一般社団法人日本神経学会機関誌「臨床神経学」掲載著作物の転載等許諾に関する規程

2016年4月9日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本神経学会（以下「本学会」という。）が出版する機関誌「臨床神経学」（以下「臨床神経学」という。）に掲載された著作物について、転載その他の方法による利用をする場合の申請手続きおよび許諾等の基準を定めることを目的とする。

(非営利目的での転載等)

第2条 臨床神経学に掲載された著作物を非営利目的で利用しようとする者（以下「申請者」という。）は次の区分に従って手続きを行う。

1) 論文、書籍、教科書、Web への転載

第3条の規定に従い転載利用の申請をする。

2) 学会発表、ミーティング、カンファレンス、授業で使用するスライド・配付物への転載等

許諾を求めることなく利用することができる。ただし、文献記載例に倣い、出典を明示するとともに改変はできないとする。

(営利目的での転載)

第3条 臨床神経学に掲載された著作物を企業広報や商品の販売促進など営利を目的として転載利用しようとする申請者は、日本神経学会転載許諾申請書（様式は任意、以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上、一般社団法人日本神経学会代表理事宛てに提出する。

2 申請書には、以下の写しを同封する。

1) 筆頭著者の許諾をとりその写し1部

2) 転載元の該当箇所コピー1部

3) 転載先の掲載原稿（校正紙可）1部

4) 返信用封筒

3 申請書の提出先は、日本神経学会編集委員会事務局とする。

(許諾対象)

第4条 本学会が転載を許諾する著作物は、図表に限るものとし（1論文単位3点まで）、本文の転載は認めない。

2 申請者が転載しようとする図表の一部を改変したり翻訳しようとする場合は、必ず筆頭著者の許可を得て転載申請しなければならない。

3 前項に基づく申請があった場合の許諾の可否については、編集委員会委員長と協議する。

(許諾の通知)

第5条 本学会が許諾する場合、申請者に文書で通知する。

(料金)

第6条 転載利用の目的が非営利目的の場合は、無償とする。

第7条 転載利用の目的が営利を目的とする場合は有償とし、料金は次の通りとする。

- (1) 図表1点当たり 転載する図表の利用物が5,000部未満の場合は30,000円、5,000部以上の場合は50,000円
- (2) ホームページ掲載や電子媒体による説明資料など電子的利用の場合、図表1点当たり50,000円
- (3) 前1号および2号以外の利用の場合は、図表1点当たり30,000円から50,000円の間額でその都度定める。

(その他)

第8条 本規程を改正する場合は、本学会編集委員会の審議を経て理事会の承認を要する。

附則

- 1 この規程は、2016年4月9日から施行する。